

刈谷市環境都市アクションプラン パブリックコメント概要

パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民からの意見などの提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

刈谷市環境都市アクションプラン改定（案）への意見募集

市における環境施策の基本的な考え方を示した「刈谷市環境基本計画」を補完するもので、CO₂削減対策に特化した計画です。市民、事業者、行政といった各主体が持つ力を出し合い、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境都市を実現することを目的としています。

□ 意見を提出できる人

市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する人、本計画に利害関係を有する人

□ 計画案の閲覧場所

市HP、市役所情報コーナー、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センター（ひまわり）、一ツ木福祉センター、環境推進課

□ 意見提出期間

11月1日（水）から11月30日（木）まで

※個別の回答や電話による受付は行いません。

※直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるものは、意見として取り扱いません。

□ 意見への対応

募集した意見は、各計画改定に向けての参考とします。また、提出された意見には、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。

刈谷市環境都市アクションプラン

1. 刈谷市環境都市アクションプランの改定の趣旨

刈谷市環境都市アクションプランは、「刈谷市環境基本条例」に基づく「第2次刈谷市環境基本計画」を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO₂削減対策に特化した計画となっており、平成23年(2011年)3月に策定、平成29年(2017年)3月に改定された。また、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定されている「地方公共団体実行計画(区域施策編)」としての位置づけ及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」としての位置づけを持つものである。

地球温暖化問題に関する国内外の動向変化等を受け、計画の中間年に当たる令和4年度から5年度にかけ、中間改定を行うものとする。なお、改定に当たっては、国や県、市の他の計画との整合を図りつつ、SDGsへの貢献を図っていくものとする。

(1) 現行プランの将来環境都市像

刈谷市の将来環境都市像に『かりやの技術・行動・情報力』が織りなす“E-s-m-i-l-e都市かりや”を掲げ、CO₂削減目標は平成25年度(2013年度)比で26%削減を目指すこととしている。

(2) 地球温暖化問題に関する国内動向等の変化

【国内動向】

令和2年(2020年)10月	2050年カーボンニュートラル宣言
令和3年(2021年)6月	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) 一部改正
令和3年(2021年)10月	新たな削減目標を位置付けた地球温暖化対策計画 閣議決定 令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比46%削減 (さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける)
令和3年(2021年)10月	気候変動適応計画、第6次エネルギー基本計画 閣議決定

【社会情勢の変化】

- 台風等の自然災害の激甚化傾向
令和元年(2019年)10月台風19号による暴風雨及び豪雨
令和2年(2020年)7月豪雨(熊本県を中心に発生した集中豪雨) 等
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大(令和2年(2020年)～)
生産活動や物流の停滞、デジタル化による接触回避、新しい生活様式、在宅勤務 等

【愛知県の動向】

令和3年(2021年)2月	愛知県第5次環境基本計画策定
令和4年(2022年)12月	あいち地球温暖化防止戦略2030策定 令和12年度(2030年度)の温室効果ガス削減目標：平成25年度(2013年度)比で46%削減

(3) 現行プランの改定に向けた検討の流れ

現行プランの進捗状況の分析・整理を行い、アクションプラン推進会議等での議論を踏まえて、目指すべき将来像、施策・対策、削減目標、適応策等について検討を行う。

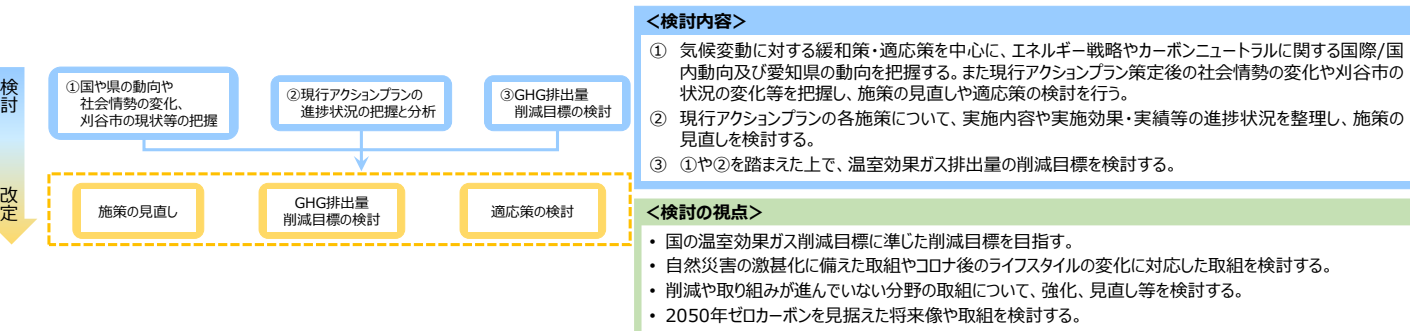


図 アクションプラン改定に向けた検討の流れのイメージ

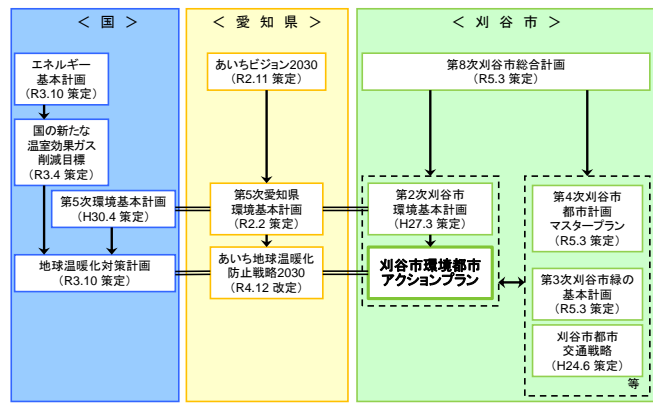


図 各施策・計画との位置づけ

2. 刈谷市環境都市アクションプランの施策の進捗状況の整理と体系及び施策の見直し

(1) 現行プランの施策の進捗状況の整理

現行プランは、3分野20施策と分野共通の3施策から構成されている。各施策の進捗状況や課題、今後の予定等を把握、整理し、その結果等を踏まえて、施策の見直しを実施する。

(2) 体系及び施策の見直し

現行プランの施策の進捗状況や国内動向・社会情勢等を踏まえ、下記のように体系及び施策の見直しを行った。

ア 「産業・エネルギー」分野を「産業」分野とし、新たに「エネルギー」分野を創設。

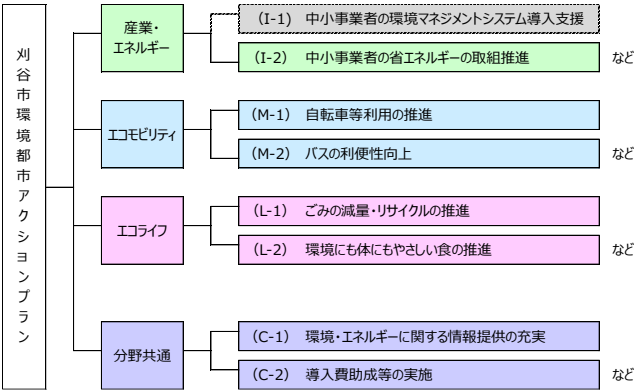
(これに伴い、分野共通の項目は廃止し、各分野の該当する施策に統一。)

イ 進捗状況等を踏まえ、重複あるいは類似した取組は統合するなどの見直しを行うとともに、新たな取組を追加。

ウ 進捗状況の把握・管理がわかりやすいように、可能なものには数値目標を設定。

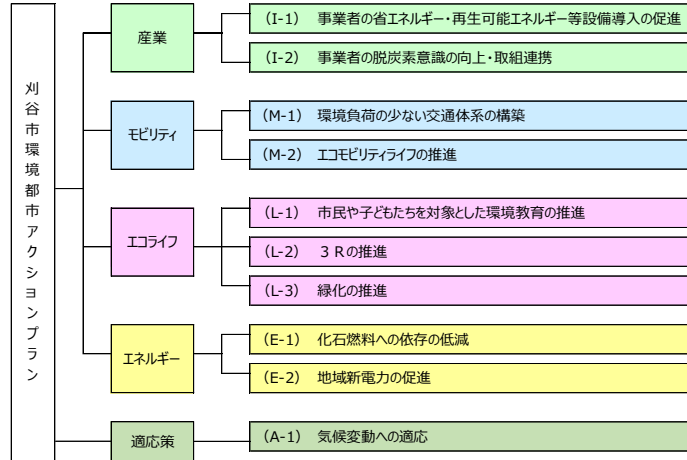
エ 気候変動の「緩和策」に加え、「適応策」を追加。

○現行アクションプラン



○体系及び施策の見直し (案)

※「緩和策（産業、モビリティ、エコライフ、エネルギー）」の取組のほかに、新たに「適応策」の取組も追加する。



3. 温室効果ガス排出量算定対象の検証

(1) 算定対象の検証の概要

現行プランでは、エネルギー起源CO₂（産業、業務、家庭、運輸部門別）と非エネルギー起源CO₂（廃棄物）のみに特化して算定している。

環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定実施マニュアル 算定手法編」に基づき、これまでのCO₂排出量の算定方法を見直すとともに、現状では算定されていない部門のCO₂排出量（エネルギー転換部門等）やCH₄、N₂O、代替フロン等4ガスについても算定を行った。

(2) 算定結果

ア 温室効果ガス排出量の比率は、エネルギー起源CO₂と非エネルギー起源CO₂で全体の98.6%を占める。そのため、刈谷市環境都市アクションプランは、これまでと同様にCO₂削減対策に特化した計画とする。

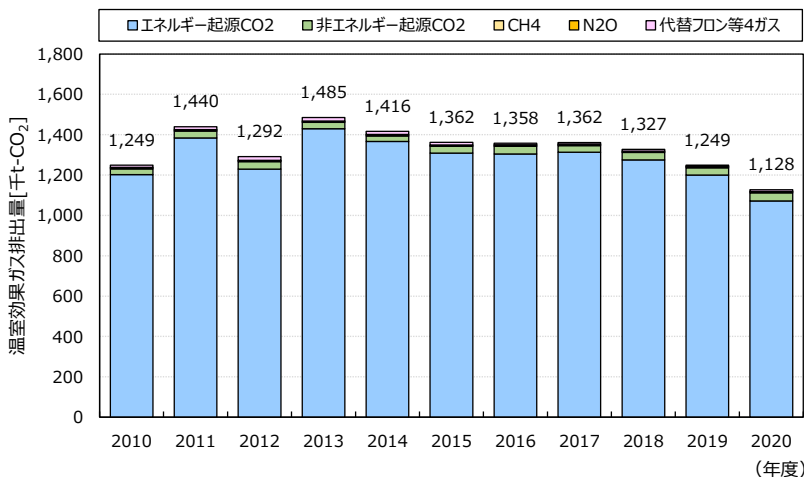


図 刈谷市の温室効果ガス排出量の推移（算定方法見直し後）

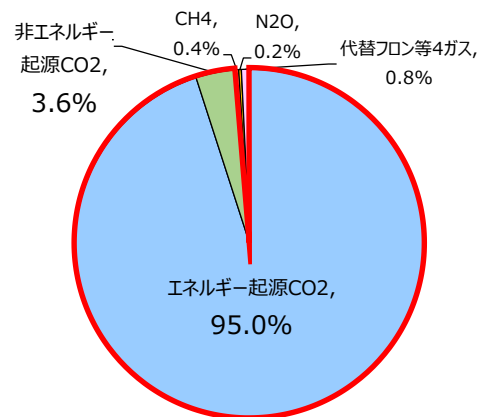
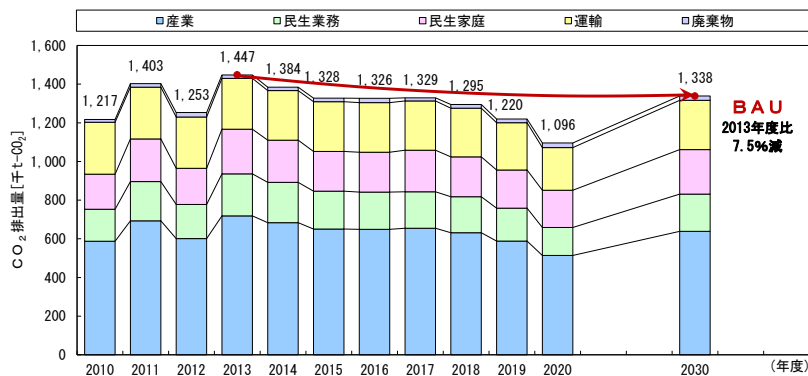


図 温室効果ガス排出量割合（令和2年度(2020年度)）

4. 温室効果ガス排出量の現状趨勢 (BAU) と削減目標

(1) 令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量の現状趨勢 (BAU)

新型コロナウイルス感染症による社会情勢への影響を受けていない平成30年度(2018年度)を原単位とし、算定したエネルギー消費量または温室効果ガス排出量を基に、追加対策を見込まないまま推移した場合 (BAU) の令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量を推計する。



令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量は、1,338千t-CO₂と推計され、平成25年度(2013年度)比で7.5%の減少が見込まれる。

図 令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量 (現状趨勢: BAU)

(2) 令和12年度(2030年度)の削減目標

【令和12年度(2030年度)の国の施策+刈谷市の施策による削減見込量の考え方】

- ア 国の施策による刈谷市の削減見込量は、国の各施策によるCO₂削減見込量を刈谷市/全国の比率^{*}で案分して推計。
^{*}産業(製造業): エネルギー消費量、民生業務: 業務系延床面積、民生家庭: 世帯数 等の刈谷市/全国の比率を使用。
- イ 電力排出係数の低減による削減見込量については、国の地球温暖化対策計画に基づき、令和12年度(2030年度)の全電源平均の電力排出係数を0.25kg-CO₂/kWhとして推計。
^{*}令和3年度の電力排出係数は0.388kg-CO₂/kWh(調整後) 出典: 中部電力ミライズ株式会社
- ウ 地域新電力会社や、家庭・事業所に対する設備導入の補助など、刈谷市独自の取組による削減見込量を、刈谷市の施策として推計。
- エ BAUを踏まえた国+刈谷市の施策によるCO₂削減効果は、平成25年度(2013年度)比で48%と見込まれる。

表 国+市の施策による刈谷市のCO₂削減見込量

表 国+市の施策による刈谷市のCO₂削減効果

	国の施策		刈谷市の施策		計(A) [t-CO ₂]
	省エネ施策 [t-CO ₂]	電力排出係数 [t-CO ₂]	省エネ施策 [t-CO ₂]		
工業起源CO ₂					
産業	82,929	196,251	8,116		287,297
民生業務	58,977	54,785	5,770		119,533
民生家庭	41,319	65,803	11,607		118,729
運輸	50,890	3,512	840		55,243
非工業起源CO ₂					
廃棄物	5,920	-	919		6,839
合計	240,036	320,351	27,252		587,640

		2013年	2020年	2030年		2013年度比 削減効果 [%]
		[t-CO ₂]	[t-CO ₂]	BAU(B) [t-CO ₂]	排出見込(C) [t-CO ₂]	
工業起源CO ₂	産業	718,250	513,692	638,722	351,425	-51.1%
	民生業務	217,661	145,032	192,208	72,675	-66.6%
	民生家庭	231,304	192,563	230,241	111,512	-51.8%
	運輸	262,900	220,227	255,140	199,897	-24.0%
非工業起源CO ₂	廃棄物	17,364	24,371	22,166	15,327	-11.7%
合計		1,447,479	1,095,885	1,338,476	750,837	-48.1%

(C)=(B)-(A)

刈谷市における令和12年度(2030年度)のCO₂削減目標

平成25年度(2013年度)比で48%削減 (現状趨勢 (BAU) 比で43%削減)

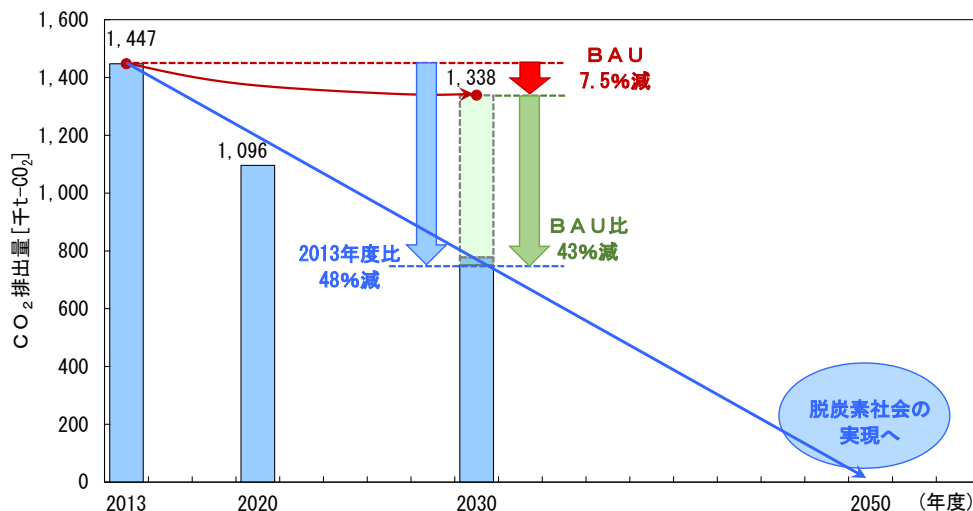


図 国+市の施策による令和12年度(2030年度)の刈谷市のCO₂削減効果

5. 令和12年度(2030年度)に向けた取組



(1) 目指す環境都市像

本市に関わる市民、事業者、行政等といった各主体が持つ力を出し合って、都市や産業の活力を維持・発展させながら、カーボンニュートラルの実現を目指すべく、本市の将来環境都市像は、前計画を引き継ぎ、『かりやの技術・行動・情報力が織りなす“E-s m i l e都市かりや”』とする。

(2) 各分野の取組

本市の将来環境都市像の実現に向け、緩和策として「産業」、「モビリティ」、「エコライフ」、「エネルギー」の4つの分野において各主体と連携・協力して総合的な脱炭素まちづくりを推進するとともに、気候変動によって引き起こされることが想定される事象への被害軽減等を目指す適応策の実施及び普及促進を図り、市内の快適性や安全・安心の向上、コミュニティや事業者活動の活性化を目指す。

表 分野別の施策の体系と関連するSDGsの目標

各施策の概要				SDGs	
緩和策	産業 (I)	施策 (I-1)事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー等設備導入の促進 (I-2)事業者の脱炭素意識の向上・取組連携			  
		取組指標	現状(2022年度)	将来目標(2030年度)	
	事業用脱炭素促進設備導入費補助制度の補助件数(累計)		—	160件	
	モビリティ (M)	施策 (M-1)環境負荷の少ない交通体系の構築 (M-2)エコモビリティライフの推進			
取組指標		現状(2022年度)	将来目標(2030年度)		
次世代自動車購入費等補助制度(EV・PHV・FCV)の補助件数(累計)		953台	2,600台		
エコライフ (L)	施策 (L-1)市民や子どもたちを対象とした環境教育の推進 (L-2)3Rの推進 (L-3)緑化の推進			  	
	取組指標	現状(2021年度)	将来目標(2030年度)		
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		570g/人・日		519g/人・日
エネルギー (E)	施策 (E-1)化石燃料への依存の低減 (E-2)地域新電力会社と連携したエネルギーの地産地消の推進			 	
	取組指標	現状(2022年度)	将来目標(2030年度)		
	市が導入に関与した再生可能エネルギーの設備容量(累計)		10,592kW		18,500kW
適応策 (A)	施策 (A-1)気候変動への適応				

6. アクションプランの推進

(1) 推進体制と進行管理

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置する。また、市民、事業者、行政等の各主体がアクションプランに積極的に関わり、それぞれの役割を果たすとともに、連携を強化して協力することで“E-s m i l e都市かりや”の実現を目指す。

計画の進行管理は、P D C Aサイクルによって行う。本計画の目標は令和12年度(2030年度)だが、毎年度、アクションプランの進捗状況やCO₂排出状況等の点検と評価等を行うことで、継続的に改善を図る。また、令和12年度(2030年度)には、それまでの進捗状況を踏まえた上で、アクションプランの見直しを行い、必要に応じて再改定を実施する。

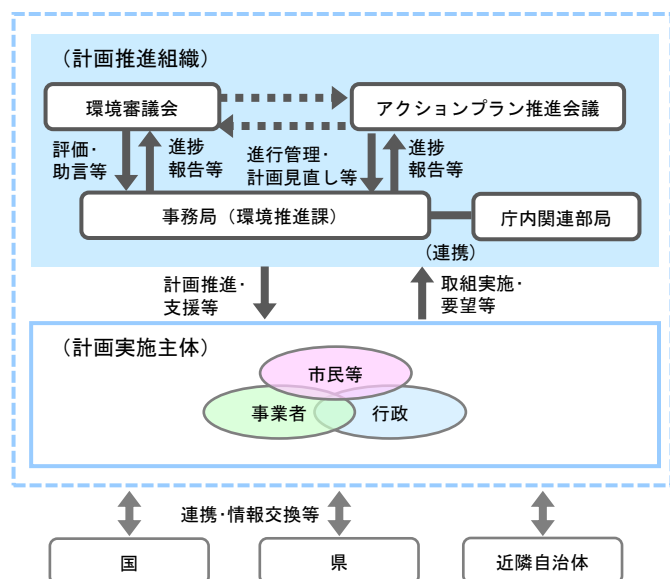


図 刈谷市環境都市アクションプラン推進体制

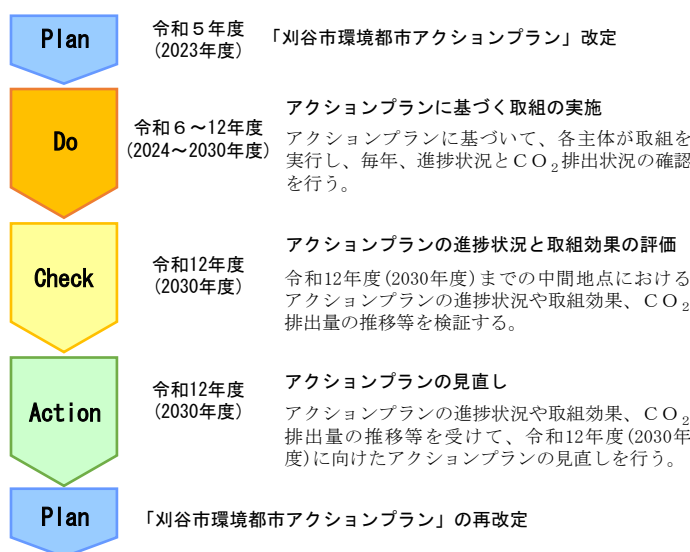


図 アクションプランの進行管理イメージ